本論文は

世界経済評論 2016 年 7/8 月号

(2016 年 7 月発行) 掲載の記事です





繰り返すユーロ危機と通貨統合の行方

ヨーロピアン・セメスター最初の5カ年と 「経済同盟完成」 に向けた課題

岩田 健治 九州大学経済学研究院教授

いわた けんじ 1960年生まれ。東北大学文学部卒業。同経済学研究科博士 課程単位取得満期退学。博士(経済学)。福岡大学商学部講師等を経て,2004 年より現職。2015年より九州大学EUセンター長。著書: 『現代国際金融』 (共著. 2008年, 有斐閣), 『現代ヨーロッパ経済 第4版』(共著, 2014年, 有斐閣)他。

ユーロ危機の根は深い。ギリシャ政府債務危機とそれに続くスペインの「銀行ー政府」共倒れ型危機は、一 連の緊急金融支援措置、ECB による危機対応策、「真の EMU」創設にむけた EU 首脳提案等を通じて沈静化 しているものの、その背後ではユーロ圏内経済の乖離に歯止めがかかっていない。確かに、危機後のユーロ制 度改革として EU 経済ガバナンスの強化が図られ、2012 年には EU による域内不均衡の事前監視・是正メカ ニズムとして「ヨーロピアン・セメスター」(EMU2.0)がスタート。EUによる各国のマクロ経済政策と構 造改革への関与の度合いは高まった。たが5年目を迎える現在、域内の大国間でドイツとイタリアへの二極分 解が進行し、フランスは両国のはざまで構造問題を抱えつつある。EU 経済は、戦後経験したことのない域内 メガ不均衡に直面しているのである。

こうした中. 2015年6月に、欧州委員会のユンカー委員長など EU 5機関トップの連名で出された『EMU の完成に向けて』は、「経済同盟」「金融同盟(銀行同盟+資本市場同盟)」「財政同盟」の 2025 年までの完 成を目指すユーロ制度改革の野心的ロードマップを示した。しかし金融同盟を除く二つの「同盟」の最終的デ ザインは、ロードマップ途上で具体化するとして示されていない。また「財政同盟」については、共通の新規 財源を用いた「マクロ経済安定化機能」の確立がうたわれているものの、それが恒常的で一方通行の財政移転 になってはならず、そのため「経済同盟」を通じた事前の域内収斂が先ず確保されるべきとしている。ところ が当の「経済同盟」(ヨーロピアン・セメスター)の現状は上述の通り成果をもたらしていない。

かくして、新しい「経済同盟」の制度デザイン(EMU2.1 か 2.9 か)が問われている。新しい「経済同盟」 が高度な EU ガバナンス (EMU2.9) を通じて実際に域内収斂をもたらすものとなれば 「財政同盟」 (EMU3.0) も具体的日程に上ってこよう。他方で、結果が出せないデザイン(EMU2.1 のまま)が続けば、ユーロの南 北分割やユーロ解体の議論に拍車をかけることになろう。ロードマップ第2段階に向け2017年夏までに出 される予定の『白書』の帰趨が注目される。

はじめに

ユーロ危機の直接の原因はギリシャ政府によ る粉飾決算と財政破綻であるが、その背後に

は、ユーロ導入以来生じている域内マクロ経済 の乖離という重たい現実が横たわっている。し かも、その乖離の原因を見ていると、経常収支 不均衡や財政政策スタンスの相違といったマク ロの需要側の要因から、生産性や競争力といっ

た供給側の要因まで、国毎に区々である。域内 経済の深刻な「乖離」に楔を打ち込む制度を確 実に構築するまで、ユーロ圏は、ギリシャ問題 解決後も形を変えた種々の危機に直面するリス クを抱え続けているといってよい。また、この 問題が実効性をもって解決されない限り. 財政 同盟に進むこともできない 1)。

I ユーロ危機と EU 制度改革 **─EMU1.0 から EMU2.0 へ**

ここでは、はじめにユーロ危機後に EUが ユーロを支える制度改革をどのように行ってき たのか、振り返っておきたい。

1. EU 経済ガバナンス強化とヨーロピアン・ セメスターの開始—EMU2.0へ

2010年のギリシャ危機勃発以来, EU は, 当 面政府債務危機等に陥った諸国への緊急金融支 援の枠組みを整えてきた。こうした緊急金融支 援策の整備と並行して, 2010年10月には『EU の経済ガバナンス強化に向けて(ファンロンプ イ・タスクフォース報告書) \mathbb{I}^{2} を出し、① よ り厳格な財政規律。②より広範な経済サーベ イランス. ③より広範で強力な政策協調(ヨー ロピアン・セメスター). ④より頑健な危機管 理の枠組みを骨子とする. ユーロ制度改革を 開始した。同報告を受けて、EU の経済ガバナ ンス強化のための新たな施策として「ヨーロピ アン・セメスター」が翌11年末からスタート し、ユーロ圏を含む EU 構成国全体の、① 財 政政策・予算。②マクロ経済不均衡。③ 構造 改革の三つが EU により公式にモニターされ、 是正勧告が行われるようになった。いまやヨー ロピアン・セメスターは、ユーロ圏のみならず EU全体の経済政策の協調を実現し、ユーロ圏 内に収斂をもたらすための主要なツールなって いる。簡単に、そのメカニズムを概観しておこ 33)

ヨーロピアン・セメスターは. 毎年11月に 開始される1年間のサイクルからなる。現在の 形でのセメスターが開始された 2012 年度から 数えて本年で5年目を迎える。毎年11月に欧 州委員会は、「年次成長概観 (AGS) | を公表 し. 成長と雇用創出に向けた年度計画を示す。 AGS と同時に、欧州委員会は EU 構成国に存 在する潜在的マクロ不均衡を指摘した「警戒メ カニズム報告書(AMR)」を公表し、次の1年 間の「マクロ不均衡是正手続(MIP)」を開始 する。AMR で示される各国の「スコアボード | は、EUもしくはユーロ圏全体との乖離を示す いわば成績表で、「対外不均衡と競争力」と「国 内不均衡」とに分かれ、前者は5つ(経常収支、 対外債務, 実質実効為替相場, 輸出シェア, 単 位労働コスト)、後者は6つ(住宅価格、民間 貸し出し、民間債務、政府債務、失業率、金融 部門の負債)の細項目からなる(2016年セメ スターからは, 雇用関連指標として労働力率, 長期失業率、 若年層失業率が追加されている)。

る場合、欧州委員会は当該国に対するより「詳 細な調査 (IDR: in-depth review)」を行うこ とになる。この調査の結果は、① 問題なし、 ② 不均衡が存在または拡大する可能性あり. ③ 過大な不均衡が存在, の3通りに分かれる。 ①の場合、MIPの手続きは終了する。②の場 合, MIP の予防手続きに従い, 欧州委員会が 5-6月に当該国に対し「国別勧告 (CSR)」を 出すことになるが、制裁措置は伴わない。③ の場合. 欧州委員会は. 経済・財務相理事会

これらの不均衡指標で大きな乖離が観察され

(ECOFIN) に対して、過大不均衡を特定し該 当国に MIP の是正手続きを開始させるよう. 勧告を行うことができる(ただし過去5年間は 該当国なし)。該当国が是正のための十分な行 動計画を立てることができなかったり、合意さ れた行動を実施しなかったりした場合, GDP 比 0.1%の制裁金が課されることになる(ただ しユーロ圏に限る)。

MIP に加え、ユーロ圏の政府にはより拘束 力の強い財政の縛りがかかる。ユーロ圏内の 政府は毎年10月,欧州委員会に対して次年度 予算案を提出し、欧州委員会は安定成長協定 (SGP) が示す要件の順守という観点から各国 予算案への意見を11月に公表する。その意見 をユーロ・グループ(ユーロ圏財務相会合) が審議し、12月に各国は次年度予算を採択す る。要するにユーロ圏各国の予算は、ユーロ圏 全体との整合性の観点から欧州委員会に事前に チェックされることになる。

このように構成国の財政やマクロ経済政策へ の EU の関与の度合いを強めている点にヨーロ ピアン・セメスターの特徴がある。こうして ユーロ圏内各国経済の監視と政策協調のための 枠組みがとにもかくにも立ち上がったことで、 EMU は創設時の ver.1.0 から ver.2.0 へとバー ジョン・アップした。

2. 『真の EMU』(4首脳報告)と銀行同盟 —EMU2.1 ∧

2012年にギリシャ政府債務危機が波及した 南欧スペインにおいて、同国第4位の貯蓄銀行 バンキアが破綻の危機に陥り、同国政府が救済 に乗り出すと政府債務危機を、さらには同国国 債を保有する銀行危機を招きかねないという... いわゆる銀行-政府間の危機の連鎖が明らかに なると、EU は同年12月ユーロ域内の金融シ ステム監督とベイルインを旨とする危機対応策 を盛り込んだ「銀行同盟」を新たに組み込んだ 包括的なユーロ再建策として『真の EMU (経 済・通貨同盟)』(以下『4首脳報告』と略)⁴⁾ を公表した。

同報告書が示した「真の EMU」実現プロ セスは、財政安定化と銀行危機と政府債務危 機の連鎖を遮断するステージ I (2012年末~ 13年)、統合された金融枠組みの完成と構成国 レベルの健全な構造政策推進からなるステー ジⅡ (2013-14年). EMUによる国別ショッ ク吸収メカニズムの構築を目指すステージⅢ (2015年以降) の三段階から成る。そして、そ れぞれの段階で次の四つの枠組みを強化する とした。第1は「統合された金融枠組み」で、 ① SSM (単一金融監督機構) と単一ルールブッ ク,② 構成国 DGS (預金保険制度) の調和, ③ 構成国の破綻処理制度の調和とステージⅡ での適切な原資を備えた単一の EU 破綻処理制 度の構築. ④ ESM (欧州安定基金) による銀 行への直接的資本注入からなる。第2は「統合 された財政枠組み」で、ヨーロピアン・セメス ターを通じた. 各国の財政やマクロ政策の監 視・是正の他、構成国が EU の枠組みのなかで 構造改革を実施する際の金融支援(第Ⅱステー ジ). EU 共通予算を用いた国別ショックの吸 収機能(第Ⅲステージ)が明記されていた。第 3は「統合された経済政策枠組み」で、経済政 策の事前調整のための枠組み構築と、ヨーロピ アン・セメスターを通じた構造改革の実施であ る。第4は「政治的説明責任」で、EUレベル での民主的正当性と民主的説明責任の並行的強 化が示された。

2012年の『4首脳報告』は、単一通貨圏内

における金融システムの監督とベイルイン原則 を備えた銀行同盟を組み込んだ点で、EMU2.0 をさらに21へと進化させたものと位置づけら れよう。

3. 『欧州における EMU の完成に向けて』(5 首脳報告) -2025 年までの EMU 改革 ロードマップで EMU2.X へ

その後、2015年6月、前年11月に新たに欧 州委員会委員長に就任したジャン=クロード・ ユンカー氏は、ユーロ圏首脳会議のドナルド・ トゥスク議長、ユーログループ(ユーロ圏財務 相会議)のユルーン・ダイセルブルーム議長. マリオ・ドラギ欧州中央銀行総裁, マルティン・ シュルツ欧州議会議長の EU 各種機関トップ 5 名の連名で『欧州における EMU の完成に向け て』(以下『5首脳報告』と略)⁵⁾を公表し,「深 化した公正な真の経済・通貨同盟 (EMU)」を 遅くとも 2025 年までに完成させるためのロー ドマップを提示した。内容の詳細については図 表 1 に譲るが、『5 首脳報告』は、2012 年の『4 首脳報告』が示した四つの枠組みを基礎としつ つも、以下の諸点においてそのバージョンアッ プを図ったものである。

本報告では、何よりも2012年の『4首脳報 告』では使用を控えてきた「同盟 union」呼称 をいくつかの分野で新たに正式に使用してい る。従来の「通貨同盟 | 「経済同盟 | に加え、 「金融同盟」「財政同盟」が「…に向けて」とい う未来形ではあるが追加されている⁶⁾。

次に、2012年の『4首脳報告』が示した四 つの枠組みに沿って、それぞれ比較してみよ う。「経済同盟に向けて」に関しては、第1段 階でヨーロピアン・セメスターの「刷新」と MIP(マクロ不均衡是正手続き)の強化の他.

ユーロ圏競争力理事会の創設が、 さらに第2段 階では収斂プロセスの EU レベルでの拘束力強 化が、それぞれ明記された。「金融同盟に向け て」では、従来の「銀行同盟」に新たに「資本 市場同盟」が追加され、リーマンショック後に EU域内のマクロ・プルーデンス強化のために 創設された ESRB(欧州システミックリスク理 事会)の強化も掲げられている。「財政同盟に 向けて」では、何よりも第1段階で欧州財政理 事会を、第2段階でユーロ圏マクロ経済安定化 メカニズムを、それぞれ創設することが明記さ れ、後者については一定の条件付きで域内財政 移転を伴う「マクロ経済安定化メカニズム」の 構築が決まった。最後に「民主的説明責任・正 統性・EU 機関の強化|の特徴は、上述のヨー ロピアン・セメスターの刷新と欧州議会による 関与強化、ユーロ圏の対外的代表権の一本化な どが掲げられ、さらに第2段階では、ユーロ圏 財務省の創設が明記されている。

こうした内容上のバージョンアップととも に、EMU 完成の期限については 2025 年とい う明確な期限が課せられ、そのために欧州委員 会は2017年7月1日の第2段階開始前に、第 1段階の進捗状況を評価し、第2段階に必要な EU 法整備 (含条約改正) など必要な措置を 『白 書』として公表することが定められている。

こうした諸点において『5首脳報告』は、 『4首脳報告』EMU ver.2.1 をさらに一歩進め EMU ver.2.X を構築する試みとみなしてよか ろう。ここで 2.2 ではなく 2.X としたのは、同 報告書では、第2段階で完成に向かうはずの経 済同盟と財政同盟については、その大枠だけが 示され, 実際の制度設計は第1段階での議論に 委ねられているためである(他方金融同盟につ いては第1段階が終わる2017年6月までに銀

行同盟構築のための基本的工程は終了し、少し遅れて2019年には資本市場同盟も完成するとされている)。ユーロ圏の長期的生存と繁栄の

ために、EMU をどのバージョンまでリニュー アルすべきなのか。域内各国財政と経済政策に 対する EU 側の現行の縛りでよしとする 2.1 な

図表 1 経済・通貨同盟完成に向けたロードマップ

段階	第1段階	第2段階
期間	2015年7月1日~2017年6月30日(2年間)	2017年6月30日~遅くとも2025年(8年間)
金融同盟に向けて	*銀行同盟の完成 ―単一破綻処理基金 (SRF) へのブリッジバン ク機能付与 ―単一破綻処理基金 (SRF) に対する共通のバックアップ構築のための工程具体化 ―共通預金保険制度 (EDIS) に関する合意 ―欧州安定化メカニズム (ESM) による銀行への直接的資本注入手続きの効率化 *資本市場同盟の開始 (2019 年完成) * ESRB (欧州システミックリスク理事会)強化	
経済同盟に向けて	*収斂・雇用・成長の促進 ユーロ圏競争力理事会創設 MIP(マクロ不均衡是正手続き)強化 雇用と社会的パフォーマンス重視 ヨーロピアン・セメスター刷新を通じた経済 政策協調の強化	*収斂促進プロセスの公式化と拘束力強化
財政同盟に向けて	*欧州財政理事会の創設 一同理事会は、EUの財政枠組みが定める経済 目標と勧告に照らし、各国の予算とその執行 が適切なパフォーマンスとなっているか、EU 全体の観点から独立の公的評価を実施。	*ユーロ圏マクロ経済安定化メカニズムの創設 一同メカニズムへのアクセスは、当該国の経済 構造自体が他の健全な諸国と同様の強度に収 斂していることが条件。
民主的説明責任, 正統性, 機構強化	*ヨーロピアン・セメスターの刷新 ーセメスターを、ユーロ圏全体を扱う第1タームと国別課題について議論する第2タームという、連続する二つのタームに再編。 *ヨーロピアン・セメスターへの欧州議会の関与強化 一欧州委員会が年次成長報告(AGS)を発出する前後に欧州議会の本会議で審議。その後の国別勧告 (CSR) についても欧州議会本会議で審議。 一国別勧告書(CSR) および各国予算の双方に関して欧州委員会と各国議会との間の一層系統的な意見交換の実施 一国別改革・安定プログラムを各国政府が提出する際、各国議会と社会的パートナーからの一層系統的な意見聴取と参画を実現 *欧州議会と各国議会との協力のレベル引き上げ *ユーログループの運営体制強化 *ユーロ圏の対外的代表権一本化に向けた取り組み開始 * TSCG(財政協定)、ユーロプラス協定、SRFに係る政府間協定のEU法体系への統合	* ESM(欧州安定化メカニズム)の EU 法体系 への統合 *ヨーロッパ・レベルでの責任を有するユーロ 圏財務省創設

出所) Juncker, Jean-Claude, in close cooperation with Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem, Mario Draghi and Martin Schulz (2015), Completing Europe's Economic and Monetary Union, June, pp. 20-21.

のか、それとも EU 側の権限を各国のそれに優 越させる 2.9 なのか、この点がロードマップ第 2段階に向けて先鋭に間われることになるので ある。

ヨーロピアン・セメスター最初の Π 5カ年と域内不均衡

そこで. 以下では新しい「経済同盟」の中軸 をなし、EMU2.0 開始から5年目のサイクルに 入っている。ヨーロピアン・セメスターの現状 と課題について考えてみたい。

1. 域内経済の「乖離」

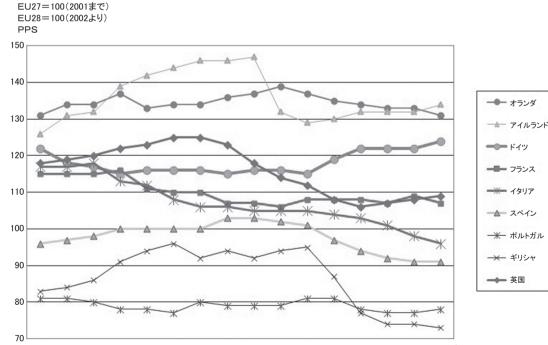
― 見えぬ「収斂共同体 | の再建

1958年の EEC 創設以来. EC - EU と続い た半世紀にわたる欧州統合の深化と拡大の歴

史は、域内先進諸国経済間の「収斂 (convergence) と、新規加盟国の原加盟先進国への キャッチアップの歴史に他ならなかった 7)。 転機が訪れたのはユーロ導入の年、1999年で あった。以降ユーロ圏の経済成長率は、EU全 体のそれを下回り続けた⁸⁾。それだけではな い、ユーロ圏内先進国間の「収斂」は完全に潰 え去り「乖離 (divergence)」にとって代わら れた。2008年の世界金融経済危機と2010年以 降のユーロ圏政府債務危機という二つのショッ クが、そうした乖離に拍車をかけた。

ユーロ制度改革の要として開始されたヨーロ ピアン・セメスターは、こうした域内の経済不 均衡の発生を監視し、それが累積することを未 然防止することで、いわば「収斂の共同体」を ユーロ圏に再建するためのメカニズムであっ た。実際に EMU2.0 のもとで「収斂の共同体 |

図表2 一人当たり GDP の推移(1999年以降のユーロ圏主要国と英国)



1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 年 (出所) Eurostat (GDP per capita in PPS) より作成。

は再建に向かっているのだろうか。

図表2は. EU 全体を 100 とした場合のユー 口圏主要国の一人当たり GDP の推移をみたも のである。2008年以降の世界金融経済危機と ギリシャ危機で大きなショックに見舞われた小 国のみならず、ドイツを一方の極とし、イタリ アを他方の極とするユーロ圏内の大国間の乖離 に歯止めがかかっていないことがわかる。独仏 枢軸を核とする大陸欧州の先進諸国が戦後一貫 して実現してきた「収斂の共同体」は. 1999 年以降の EMU1.0 のもとで無残に瓦解し、域 内経済の乖離はユーロ圏政府債務危機収束後も とどまる気配がない。2012年のヨーロピアン・ セメスター導入 (= EMU2.0 移行) 後の最初 の5カ年の経験からも、収斂共同体再建の曙光 はなお射していない。EMU2.0の下での「経済 同盟|は未完といってよい。

2. 南北間メガ不均衡の発生と常態化

このことは、ヨーロピアン・セメスターが、 目的適合的な設計になっているかどうかを鋭く 問うている。図表3は、開始以降の5年間の各 国の成績表を示したものである。MIP 対象外 の金融支援国と MIP で(in-depth review 精査 後) 不均衡が存在するとされた国との合計は、 2012 年度の 16 カ国から 15 年度には 18 カ国ま で増大したものの. 直近の16年度では14カ国 まで減少した。国の数だけ見れば不均衡拡大の 峠は越えたかに見える。

ところが、ユーロ圏内の不均衡が、周縁の多 数の小国からコアの少数の大国へとシフトして いる点を見逃すわけにはいかない。ユーロ圏 19 カ国全体の GDP に占める「金融支援」「不 均衡 | 国の GDP 合計を計算するなら、2012 年度セメスター開始時に 61.4% (Eurostat よ

り 2010 年データで計算) であったのに対し. 2016年度には90.7% (同14年データで計算) まで拡大し(うち「渦大な不均衡」に指定され た国は38.8%), いまや不均衡はユーロ圏全体 を覆うに至っているのである。

南欧を見てみると、スペインが「過大な不均 衡」から「不均衡」に改善を遂げているのに対 し、イタリアとポルトガルの「過大な不均衡 | 指定が続いている。さらに懸念されるのは域内 の大国フランスで、2015年に「過大な不均衡 | 国の仲間入りをしている。対する北部はどう か。ベルギーが16年に不均衡リストから外れ たのに対し、オランダが13年から不均衡国に 指定され、現在に至っている。さらに14年に は大国ドイツが初めて不均衡指定され、翌15 年には「監視と断固たる施策が必要な不均衡 | が存在するとされた。

つまり、ヨーロピアン・セメスターの諸基準 に則って判断した場合、南東欧の一部の国を除 けば、一方におけるドイツ・オランダと、他方 における南欧諸国全体(含フランス)との南北 両エリアを覆う「域内メガ不均衡」が頭をもた げているのである。

(1) マクロ経済の不均衡

―ドイツ経済―人勝ちの実態と政府の対応

2015年11月、欧州委員会は同時に第5 年次目の「警戒メカニズム報告 (AMR) | で18カ国を指定し、「詳細な調査 (in-depth review)」を開始した。その結果16年3月に 12 カ国が不均衡の存在を指摘された。ここで はそのうち、ユーロ圏内の大国の現状について 概観しておこう。

〈ドイツ⁹〉〉経済成長率は消費が主導する形 で、2014年の1.6%、15年1.7%と安定してい

図表3 EU 構成諸国マクロ経済不均衡の推移

ヨーロピアン・セメスターのマクロ不均衡是正手続き(Mī	2016年3月の国別分析報告書	() 内は, 警戒メカニズム報告書 (AMR) で不均衡が指摘されたものの, 国別報告書で不均衡無しと判定された諸国に関する検討内容	生産性と競争力の低下、公的債務の拡大	高水準の公的債務,改善しない低生産性	高水準の民間・公的国内・対外債務残高,高水準の失業(ただし改善中)	高水準の対外債務と国内民間・公的債務,不良債権拡大,失業増大	[金融支援国のため MIP 対象外]	[金融支援国のため MIP 対象外]		大規模な経常黒字の継続,民間・公的部門の過剰貯蓄と低投資	(銀行の対外エクスポージャー・外貨建貸出のリスク有)	構造的要因による大規模な経常黒字の継続、家計部門の重債務	(弱い輪出競争力, 高い公的債務残高)					(対外借入れのロールオーバーと不良債権に係るリスク)	銀行部門の脆弱性,企業の債務,財政上のリスク	高水準の公的・民間国内・対外債務、高水準の失業、銀行部門の不良債権	(高水準の対外債務, 脆弱な銀行部門, 財政政策, 賃金上昇)	金融部門の不安定性,高水準の企業債務,高水準の失業	(住宅価格の上昇と家計の債務, 大規模な経常赤字)	高水準の対外債務残高と国内公的・民間債務 (ただし改善中)	住宅価格上昇による家計部門の債務増大		主要産業部門の停滞と賃金上昇による競争力低下,経常収支の悪化	(単位労働コストの上昇による競争力低下, 住宅価格の上昇)				
	2016年	☆ 12 [5] ■ 2	**	44	*	**	•		1	☆	ı	☆	1	ı	ı	1	ı		*	**	l	다 다	ı	*	☆	ı	☆	ı	1	ı	n.a.	n.a.
	2015年	☆16 [5] ■2	**	수수	*	**	•		1	☆	I	☆	☆	ı	ı	ı	ı	☆	*	**	☆	수수	*	*	☆	ı	☆	ı	ı	I	n.a.	n.a.
	2014年	☆ 14 [3] ■ 4	*	수수	*	•			1	☆	ı	*	*	ı	ı	1	ı	公	**	**		公	*	*	☆	ı	☆	ı	1	ı	n.a.	n.a.
	2013年	☆ 13 [2] ■ 4	*	*	**	-			*	ı	I	*	*	I	ı	1	I	*	**	ı		☆	*		☆	*	☆	ı	1	1	n.a.	n.a.
	2012年	☆ 12 [0] ■ 4	*	*	*			*		ı		ļ	*		ı			*	*	n.a.		*	*		公	*	☆	ı		I	n.a.	n.a.
実質 GDP 成長率	2015年	悪	1.1	8.0	3.2	1.5	0.0	1.4	4.9	1.7	0.7	2.0	1.3	4.7	3.5	4.5	3.5	2.7	2.5	1.8	3.6	2.2	2.3	6.9	3.6	1.2	0.0	6.0	2.7	1.6	1.9	1.6
	0-14年	平均	1.0	-0.5	-0.8	-0.8	-4.9	-1.8	3.2	2.0	1.2	0.5	1.2	3.2	3.0	1.0	2.7	1.3	0.2	-1.1	1.5	6.0	2.0	2.0	2.4	0.8	0.5	4.0	2.4	3.6	1.0	0.7
-	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		107	96	16	2/8	73	82	88	124	130	131	119	366	89	82	77	89	83	26	22	47	109	134	123	125	110	92	64	75	100	107
	GDP1		2,132	1,612	1,041 p	173 e	178 p	17 p	8	2,916	329	663 p	401	49	411	155	9/	104	37	43	150 p	43	2,254	189	431	261	202	20	24	36	13,958	10,106
			FR	II	ES	PT	E	CY	MT	DE	AT	NF	BE	PI	PL	CZ	SK	HO	SI	HR	RO	BG	UK	Ξ	SE	DK	Ξ	EE	ΓΛ	LT	EU	EA
	国名	(圏ローエギ)*)	フランス*	1917*	スペイン*	ポルトガル*	ギリンナ*	キプロス*	マルタ*	ドイツ*	オーストリア*	オランダ*	ベルギー*	ルクセンブルグ*	ポーランド	チャコ	スロヴァキア*	ハンガリー	スロヴェニア*	クロアチア	ルーマニア	ブルガリア	イギリス	アイルランド*	スウェーデン	デンマーク	フィンランド*	エストニア*	ラトヴィア*	リトアニア*	EU28 合計	うちユーロ圏 19

(注1) 2014 年のデータ(10 億ユーロ)。p は暫定値。e は推計値。太字は1兆ユーロ以上の国・地域。

(注2) 2014年データ。EU28=100。

(注3)2016 年セメスター以降は,一は不均衡無し,☆は不均衡,☆☆は過大な不均衡,☆☆☆は是正手続きが必要な過大な不均衡を,それぞれ表す(2012-15 年セメスターでは,☆は ① 監視と施築が必要な不均衡,② 監視と断固たる施策が必要な不均衡,③ 特別な監視と断固たる施策が必要な不均衡の三つのカテゴリーを含む)。同時に安定・成長協定のもとで「過 大な財政赤字是正手続き」の対象となっている国は★。■は EU および IMF による金融支援プログラム等対象国で,広範な経済サーベイランス対象となっているため AMR 対象外。 各年の下の数字は, ■金融支援国数, ☆不均衡国数[うち過大な不均衡国数], をそれぞれ表す。

(出所) GDP, 一人当り GDP, 実質 GDP 成長率 2010-14 年平均は Eurostat。実質 GDP 成長率 2015 年予測は European Commission, European Economic Forecast Winter 2016。その他 13 European Commission, Results of in-depth reviews under Regulation (EU) No. 1176/2011, various issues. るものの. 投資は公共・民間ともに低水準にと どまっている。とくに、GDP に占める公共投 資の比率が低下し、ユーロ圏平均を下回ってい る。民間投資も、危機前の水準に回復していな い。前者は難民関連支出による拡大が見込まれ るが、全体として低い投資率は、経常収支黒字 というマクロ不均衡をもたらし、ドイツの潜在 成長率にも悪影響をもたらしている。特に経常 黒字は 2016-17 年も GDP 比で 8 % 強と予想さ れ、ユーロ圏全体の黒字の4分の3を占めてい る(ただし相手国は南欧ではもはやなく EU 域 外諸国)。連邦政府の財政は黒字を記録してお り、政府債務の対 GDP 比も縮小に向かってい る。ユーロ圏全体の経済底上げの観点からは、 ドイツに財政出動の余地が多分にあるにもかか わらず、国内での財政均衡を優先している。こ うした黒字国側の緊縮継続は、域内全体のデフ レバイアスの要因にもなっている 10 。

EUは、前年のCSRを通じて、ドイツに対 して、① 公共支出の拡大、② 労働市場改革、 ③サービス部門の競争力強化策実施の三つの 勧告を行っているが、当該勧告に対するドイツ の対応状況は,「完全実施」から「進展なし」 までの5段階評価で、下から二つ目の「わずか な進展」が8項目、最低評価の「進展無し」が 2項目となっている。いまや域内不均衡の黒 字国側の大国ドイツの経済政策に対して、EU の MIP は十分な権能をもちえておらず、既に 多くの批判が噴出している「ドイツー極支配」 の構図を EU が是正できずにいることがわか る¹¹⁾。

〈フランス¹²⁾〉2015年の実質成長率は1.1% で、過去3年の低水準から回復の兆しを見せて いるものの、ユーロ圏平均を依然下回ってお り、しかも原油価格の低下やユーロ下落などの

要因に負うところが大きい。経常収支は、改善 をみせているものの競争力自体は引き続き懸念 材料となっている。さらに同国の潜在成長率 は、2008年の世界金融経済危機を境に、2000-08年平均の1.8%から、09-17年(2016-17は 欧州委員会予測) 平均の1.0%へとほぼ半減し ている。これは同国の生産性の低下を反映した ものだが、それは国内においては公共部門の債 務増大を、対外的には競争力の低下を、それぞ れもたらしている。同国の不均衡のルーツが供 給側の領域に位置しているという点で、その根 は深い。フランス経済が次のイタリアの例に見 るよう構造問題を抱え込んだ場合、戦後の欧州 統合を支えてきた独仏枢軸の経済基盤は失われ ることになる。

(2) 構造的不均衡国―イタリアに迫る経済危機

イタリアやポルトガルから生じている不均衡 は、マクロ経済の需要側の不均衡というより も、経済の供給側の構造的脆弱性から生じてい るという点で、より深刻である。

特にイタリアは、図表2でみた通り、EUの 収斂の共同体から下に逸れ、既に一人当たり GDP は、新規加盟国を含めた EU 平均を下回っ ている。潜在成長率の軌道を変えない限り、早 晩 EU 域内の後進国へと転落することは確実で ある。欧州委員会からは2016年CSRで「危機」 と評価される程の長期的な構造的脆弱性に直面 しており、体質の抜本的改善無しには、その再 生も見込めない。他のユーロ圏諸国との比較 で、投資の減退、失業の増大、生産性の低下、 低水準の労働力率などが、潜在成長率の低下と なってあらわれており、政府債務赤字も2014 年は130%にまで拡大している。対外競争力も 2009年に大きく損傷した後、賃金・価格の反

応の鈍化もあって回復していない。さらに深刻 な点として、イタリアから EU 主要国に大規模 な頭脳流出が生じているという¹³⁾。

他方. 前年のCSR を通じてEUが行った勧 告への対応を見るなら、先述のドイツとは対照 的に、相当程度誠実な対応を行っているのであ る(17の勧告に対し「完全実施」1. 「大きな 進展 | 3. 「一定の進展 | 6. 「わずかな進展 | 6.「進展無し」1)。そのため、ユーロ圏内の 構造的国に対するヨーロピアン・セメスターの 是正枠組み自体の実効性も同時に問われる形と なっている。

結局. 現時点でのヨーロピアン・セメスター (MIP) は「…複雑で官僚的なプロセスであり、 経済政策の十全な協調とはいえない [14] ばかり か. 実際に域内不均衡解決のための成果を生み 出すに至っていない。

3. ユーロ圏の南北分割で解決するのか

南と北の経済間のこうした不均衡の持続とい う事実は、ユーロ圏の南北分割という議論に力 を与えている¹⁵⁾。南の諸国は手にした独自の 通貨を切下げることで「内的切下げ(internal devaluation) | 圧力の痛みから解放され、北と の間の競争力格差を埋めることができる。

しかしながら、ヨーロピアン・セメスター最 初の5カ年の経験に照らすなら、新たに生まれ る南部ユーロ内でさえ不均衡是正メカニズムが 十全に機能する保証はない。そのため、結局の ところ南部ユーロは、さらに小さな破片=国民 通貨にまで分解され、歴史のネジは99年通貨 統合以前に巻き戻される可能性が高い。それで もなお EU 域内市場のために為替の安定を目指 すとなると、これら南の諸国は1999年ユーロ 導入時に解放されたはずの「国際金融のトリレ

ンマーの世界に連れ戻されることになる。しか しそこには、もはや当時の EMS (欧州通貨制 度)のような EU 域内諸涌貨間の制度上の対称 性は形式の上でも存在しない。南欧諸国は、ド イツ中心の「北ユーロ圏」の政策運営に自国通 貨のそれを従属させることで、EU 単一市場の 要件である「資本の自由移動」と「為替の安定」 を追求するより他なくなる。こうした露骨な北 部ユーロ=ドイツ中心型制度の出現は、戦後の 欧州統合の理念に抵触することは言うまでもな

Ⅲ 未完のユーロ制度改革 ―その成否は「経済同盟」「財政同 盟」の最終設計次第

結局のところ、南北分割によらずユーロを存 続させるためには、 当面、 南北間で進展するメ ガ不均衡の拡大を阻止し是正するための EU の 制度を構築するしかない。具体的には、黒字国 側の不均衡是正と供給側の問題を抱えた国の構 造改革を EU の枠組(「経済同盟」のヨーロピ アン・セメスター等)を通じて成功裡に実施し. 収斂共同体をユーロ圏内に再建できるかどうか が問われている。「経済同盟」がこうした成果 を出せるように設計されることで、「財政同盟」 を通じた資金移転が一方通行で恒久的なものと ならないことも担保され、その制度設計の自由 度も増すことになろう。

ここでは、『EMU の完成に向けて』(5首脳 報告)が、「経済同盟」「財政同盟」の完成に向 けて、どのような論点を提示しているのかにつ いて確認しておきたい¹⁶⁾。

1. 「経済同盟」―現状ではなお「紙のヨーロッ パ| (ギデンズ)

『5首脳報告』は、「経済同盟の完成」の章の 冒頭で、「経済同盟の核心には、収斂という概 念がある」とし、第1段階では「収斂・雇用・ 成長の促進」を目標に、①ユーロ圏競争力当 局システム (競争力理事会) 創設, ② MIP (マ クロ不均衡是正手続き)強化. ③ 雇用と社会 的安定性の重視(含労働可動性向上), ④経済 政策協調の強化(ヨーロピアン・セメスター刷 新)を行うとしている。続く第2段階では「収 斂プロセスの公式化 | が掲げられ。①EU法 による共通のスタンダード設定(労働市場の flexicurity・競争力・ビジネス環境・行政・税 制の一部などに関して). ② MIP の強化(不均 衡の防止・是正だけではなく共通のスタンダー ドに向け各国の改革を促し、 そうした改革をモ ニターする手段に)がうたわれている。

第1段階において、不均衡是正のための権限 強化に関しては②と④が、また競争力強化のた めの構造改革については①が対応することにな るが、総じてその内容は現状のヨーロピアン・ セメスターの延長線上に設計されており、これ だけでは収斂に向かうとは考えられない。肝心 の第2段階の「強制的な収斂プロセス」につい ては、上述の通り具体的な設計はされていな い。要するに、同報告書は、新しい「経済同盟」 が解決すべき問題を域内収斂の問題として正し く認識し、そのための道筋も的確に示している ものの、現状では「紙のヨーロッパ」(ギデン ズ(2014)) に留まっている。収斂の実現のた めには、ヨーロピアン・セメスターの「是正手 続きが必要な過大な不均衡」の基準を下げるな ど、是正メカニズムの抜本的強化が求められる ことになろう。

2. 「財政同盟」 —種々の制約付マクロ経済安 定化機能・前提は経済同盟による収斂

同報告は「財政同盟に向けて―健全で統合さ れた財政政策のための統合された枠組み」の章 の中で、第1段階として、「現行の EU 経済ガ バナンスの枠組みを強化するため独立諮問機 関・欧州財政理事会(European Fiscal Board) を創設」するとしている。第2段階としては、 ユーロ圏財政による経済安定化機能の構築を掲 げている。それは、各国レベルでは対処不可能 なショックを扱うユーロ圏共通のマクロ経済安 定化機能を果たす。このユーロ圏内自動安定化 機能の目標は、ユーロ圏全体のレベルで積極的 に景気循環に介入するという点にはなく、大規 模なマクロ経済ショックの吸収能力を高めるこ とで EMU の耐久力を強化する点にある。

関連して、マクロ安定化機能構築の際のガイ ドラインが明示されている。それによれば、域 内共通のマクロ経済安定化機能の一つの道筋と して、最初に、財源とユーロ圏内の投資プロ ジェクトを定めた「欧州戦略的投資基金」を創 設し. 景気循環の特定局面で活用できるように し、さらに各種の追加的な財源を検討するとし ている。その際のガイドラインとして、構成国 間の恒久的もしくは一方的な財政移転手段にな らないこと(そのため経済同盟による経済収斂 が財政同盟の条件となる), 構成国間の所得平 準化の手段にならないこと. 各国の健全な財政 政策策定に向けたインセンティブや自国の構造 的問題に取り組むインセンティブを損なうもの であってはならないこと、ESM に代わる危機 管理のための手段とはならず、EMU 全体およ びユーロ圏各国経済の強化に資するものとなる こと、などが示されている。

とはいえ.「ユーロ圏内安定化機能に係る制

度設計については、より立ち入った作業が必 要 | として、その詳細は第1段階において設置 する専門家グループに委ねられている。

むすびに代えて

ユーロの長期的存亡は、当面『EMU の完成 に向けて(5首脳報告)』が示した2段階の各 種課題を、どこまで実効性のあるユーロ制度改 革として実施できるかにかかっている。特に. 第2段階で掲げられている「財政同盟」につい ては「経済同盟による経済収斂」が前提とされ ている一方で、「経済同盟」の基軸をなすヨー ロピアン・セメスター最初の5カ年の経験から は「経済収斂」の実績は読みとれない。「域内 収斂共同体」の再建という険しい課題をどうク リアするのか。『5首脳報告』第2段階に向け た EU の政治的イニシアティブがこれまでにな く問われている。

*本稿は科学研究費・基盤研究(C)(課題番号 25380307)の 成果の一部である。

[注]

- 1) 本稿は岩田 (2015) で示したユーロ制度改革の概要を基礎 に、その後の『EMU の完成に向けて』(5首脳報告)やヨー ロピアン・セメスターの最新版を踏まえ、通貨統合の行方を 考える際の当面の焦点について考察したものである。
- 2) European Commission (2010), Strengthening Economic Governance in the EU, Report of the Task Force to the European Council, October.
- 3) 岩田 (2015), 22-23 頁を参照。
- 4) Van Rompuy, Herman, et. al (2012).
- 5) Juncker, Jean-Claude, et. al (2015).
- 6)「通貨同盟」を支える制度要件として、本来いかなる「同 盟」が必要なのかに関する理論的整理に関しては Pelkmans (2014)を参照されたい。
- 7) データは岩田 (2012), 218-219 頁を参照。
- 8) 直近の10年間(2005-14年)をとるとEUが1.0%であっ たのに対してユーロ圏は 0.7% (Eurostat より計算)。
- 9) European Commission (2016a), Commission Staff Working Document, Country Report Germany 2016, Including an In-Depth Review on the prevention and correction of

- macroeconomic imbalances, SWD (2016) 75 final.
- 10) Bénassy-Quéré (2015), p. 78. Micossi (2015), p.142, ブート ル (2015)、163 頁。
- 11) アンソニー・ギデンズ (2015) は、平時の正式な EU 1、 実際に舞台裏で EU を非公式に動かすドイツ・メルケル首相 など少数の権力者からなる EU 2. EU 機構がつくる実効性 の伴わない将来計画やロードマップからなる「紙のヨーロッ パ」という概念を提示し示しているが、この事例はEU2が EU 1に優越していることを端的に示している。
- 12) European Commission (2016b), Commission Staff Working Document, Country Report France 2016, Including an In-Depth Review on the prevention and correction of macroeconomic imbalances, SWD (2016) 79 final.
- 13) European Commission (2016c), Commission Staff Working Document, Country Report Italy 2016, Including an In-Depth Review on the prevention and correction of macroeconomic imbalances, SWD (2016) 81 final. 頭脳流出 については、p.41, Box 2.4.2 参照。
- 14) Bénassy-Quéré (2015), p.78.
- 15) ブートル (2015), 217-218 頁。ブートルは同書のなかで 現行ユーロは南ユーロが継いで、北が新ユーロを創設すると いう形にする方が、南の側の債務が為替相場下落で膨張する ことが回避できるため望ましいとしている。
- 16) Juncker, et. al. (2015).

[参考文献]

- アンソニー・ギデンズ (2015). 『揺れる大欧州 未来への変革 の時』(脇坂紀行訳, 岩波書店)。
- 岩田健治 (2012),「EU の経済政策」, 森井裕一編『ヨーロッ パの政治経済・入門』(有斐閣) 第11章所収。
- 岩田健治 (2015), 「EU の経済 域内収斂再建に向けた制度改 革」日本国際問題研究所『国際問題』No.641 所収。
- 尾上修悟(2015)『欧州財政統合論』(ミネルヴァ書房)。 ロジャー・ブートル (2015) 『欧州解体——ドイツー極支配の 恐怖』(町田敦夫訳, 東洋経済新報社)。
- 田中素香(2016)『ユーロ危機とギリシャ反乱』(岩波新書)。
- Bénassy-Quéré, Agnès (2015), "Maastricht flaws and remedies", in Baldwin, Richard and Francesco Giavazzi eds. (2015), The Eurozone Crisis A Consensus View of the Causes and a Few Possible Solutions, A VoxEU.org Book.
- Juncker, Jean-Claude, in close cooperation with Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem, Mario Draghi and Martin Schulz (2015), Completing Europe's Economic and Monetary Union, June.
- Micossi, Stefano (2015), What future for the Eurozone?, in Baldwin, Richard and Francesco Giavazzi eds. (2015), The Eurozone Crisis A Consensus View of the Causes and a Few Possible Solutions, A VoxEU.org Book.
- Pelkmans, Jacques (2014), 'Designing a Genuine EMU, which 'Unions' for EU and Eurozone?', 『日本 EU 学会年報』第 34 号所載。
- Van Rompuy, Herman, in close collaboration with José Manuel Barroso, Jean-Claude Juncker, Mario Draghi (2012), Towards a Genuine Economic and Monetary Union (Four Presidents Reports), December.